

令和 7 年度第 1 回  
富田林市都市計画審議会

議 案 書

日時 : 令和 7 年 7 月 3 0 日 (水) 午後 2 時 0 0 分から  
場所 : すばるホール 3 階 展示室

令和 7 年度第 1 回  
富田林市都市計画審議会  
付議案件一覧表

| 議案<br>番号 | 案 件 名                              | 決定<br>権者 | 頁 |
|----------|------------------------------------|----------|---|
| 1        | 南部大阪都市計画下水道の変更について（付議）             | 市        | 1 |
| 2        | 特定生産緑地の指定について（諮問）                  | 市        | 5 |
| 3        | 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について（諮問） | 府        | 8 |

富 下 第 2 4 3 号  
令和7年6月30日

富田林市都市計画審議会  
会長 増田 昇 様

富田林市長 吉村 善美  
( 公 印 省 略 )

南部大阪都市計画下水道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように付議します。

## 理 由

富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道において、本市と大阪狭山市の間を跨いだ住宅開発により、本市と大阪狭山市の市境界の変更が行われたため、既計画決定の区域の変更をするものです。なお、今回の変更に伴う計画決定区域の面積の増減はそれぞれ約 0.65ha であり面積について変更はございません。



## 南部大阪都市計画下水道の変更（富田林市決定）

南部大阪都市計画富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道を次のように変更する。

### 1. 下水道の名称

富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

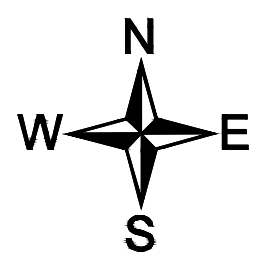
（備考）面積 約 7 1 3 h a （うち処理区域 約 7 1 3 h a ）

### 3. 下水管渠

| 名 称       | 位 置           |              | 備 考  |
|-----------|---------------|--------------|------|
|           | 起 点           | 終 点          |      |
| 金剛中部汚水幹線  | 大阪狭山市東池尻六丁目地内 | 富田林市加太一丁目地内  | 汚水管渠 |
| 金剛東北部汚水幹線 | 大阪狭山市東池尻六丁目地内 | 富田林市五軒家一丁目地内 | 汚水管渠 |
| 金剛中部雨水幹線  | 富田林市加太一丁目地内   | 富田林市加太一丁目地内  | 雨水管渠 |
| 山の谷雨水幹線   | 大阪狭山市東池尻六丁目地内 | 富田林市大字甘山地内   | 雨水管渠 |

「区域は計画図表示のとおり」





富田林市大和川下流  
西部流域関連公共下水道  
排水区域 約 10 ha

羽曳野市

堺市

石川

河南町

富田林市大和川下流  
東部流域関連公共下水道  
排水区域 約 1,339 ha

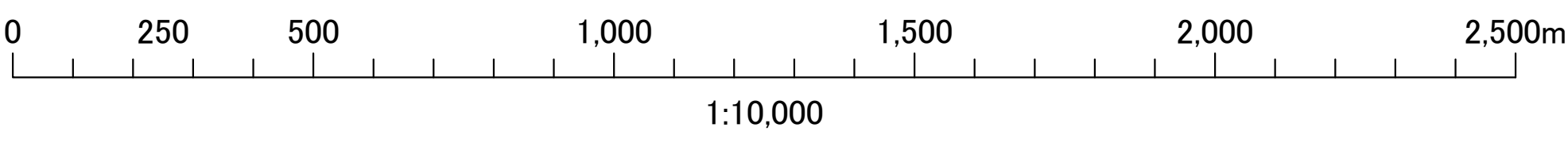
富田林市大和川下流  
南部流域関連公共下水道  
排水区域 約 713 ha

大阪狭山市

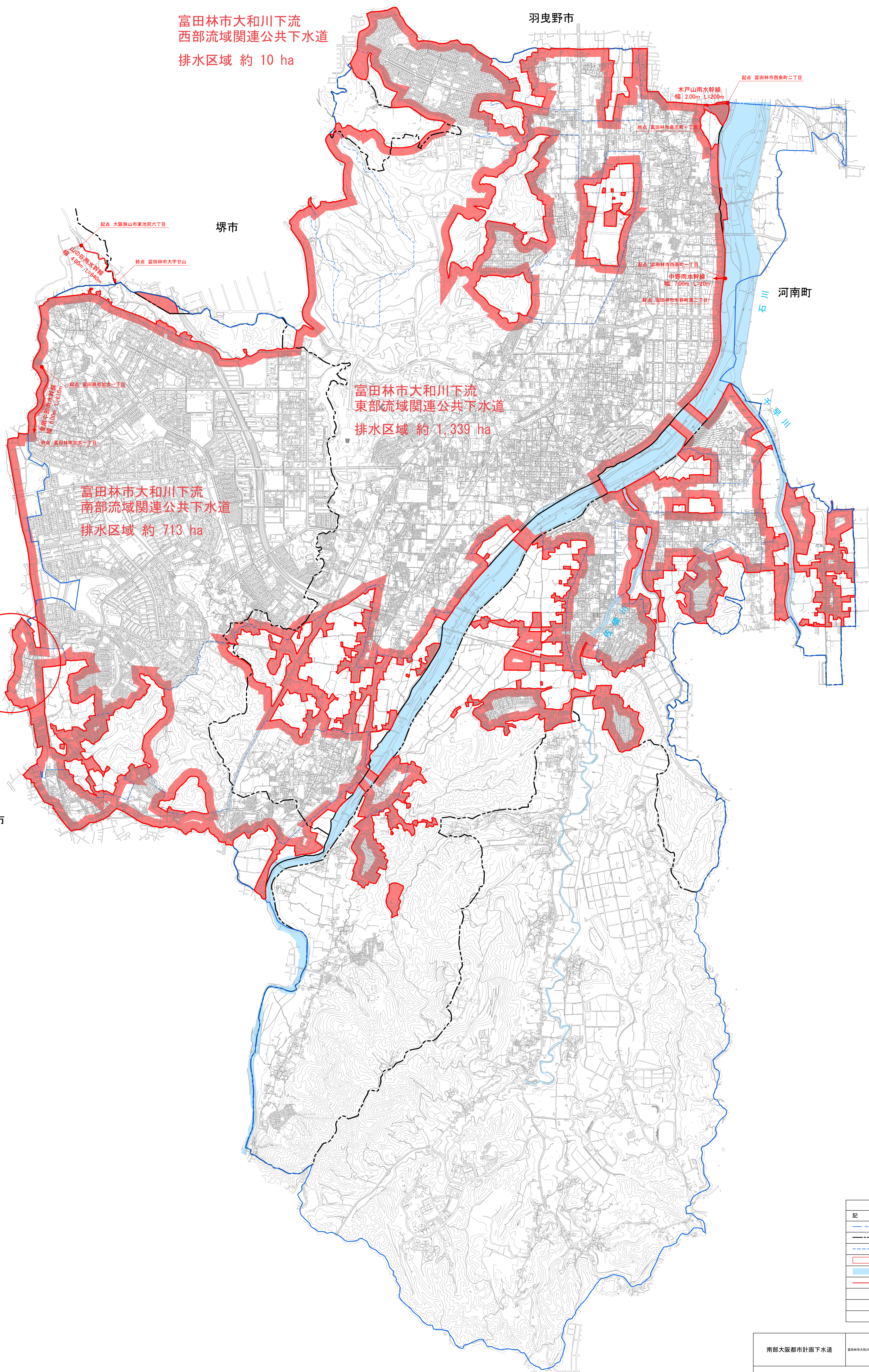
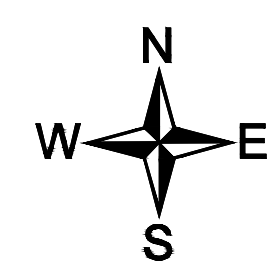
河内長野市

| 凡 例 |                   |
|-----|-------------------|
| 記 号 | 名 称               |
| --- | 行 政 区 域 界         |
| --- | 処 理 区 域 界         |
| --- | 市 街 化 区 域         |
| □   | 計 画 決 定 区 域       |
| --- | 流 域 下 水 道 幹 線     |
| ○   | 流 域 下 水 道 ポ ン プ 場 |
| ■   | 河 川               |
| →   | 計 画 決 定 幹 線       |

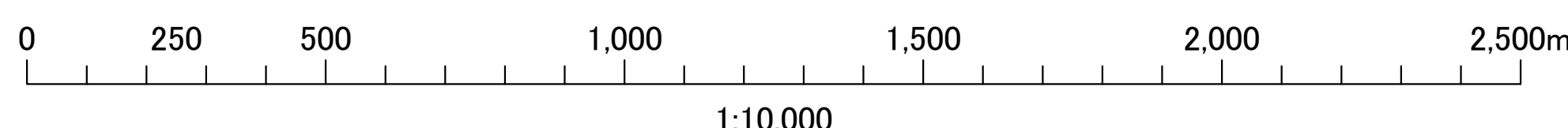
|                         |                      |      |
|-------------------------|----------------------|------|
| 南部大阪都市計画下水道             | 富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道 | 図面番号 |
| 総 括 図                   |                      | 1    |
| 下水道計画一般図(汚水) S=1/10,000 |                      |      |







| 凡 例 |             |
|-----|-------------|
| 記 号 | 名 称         |
| --- | 行 政 区 域 界   |
| --- | 処 理 区 域 界   |
| --- | 市 街 化 区 域   |
| --- | 計 画 決 定 区 域 |
| --- | 河           |
| --- | 計 画 決 定 幹 線 |
|     |             |
|     |             |



|                         |                      |      |
|-------------------------|----------------------|------|
| 南部大阪都市計画下水道             | 富田林市大和川下流南部流域関連公共下水道 | 図面番号 |
| 総 括 図                   |                      | 2    |
| 下水道計画一般図(雨水) S=1/10,000 |                      |      |



富都計第 3 4 3 号  
令和 7 年 7 月 4 日

富田林市都市計画審議会  
会長 増田 昇 様

富田林市長 吉村 善美  
( 公 印 省 略 )

特定生産緑地の指定について（諮問）

標記について、生産緑地法第 1 0 条の 2 第 3 項の規定により、次のように審議会に意見を聴取します。

## 特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

| 地区名称     | 位置       | 地区面積      | 備考 |
|----------|----------|-----------|----|
| 若松町五丁目 9 | 若松町五丁目地内 | 約 0.06 ha |    |

富都計第 3 4 3 号  
令和 7 年 7 月 4 日

富田林市都市計画審議会  
会長 増田 昇 様

富田林市長 吉村 善美  
( 公 印 省 略 )

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定について（諮問）

標記について、都市計画法第 7 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のように審議会に意見を聴取します。

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は別紙のとおり